

(第一類 第五号)(附属の二)

第一百六十六回国会衆議院 財務金融委員会 法務委員会連合審査会議録 第一號

平成十九年六月十五日(金曜日)

午前九時十五分開議

出席委員

財務金融委員会

委員長 伊藤 達也君

理事 井上 信治君
理事 林田 彪君
理事 山本 明彦君
理事 古本伸一郎君
伊藤信太郎君
江崎洋一郎君
越智 隆雄君
大野 功統君
木原 稔君
関 芳弘君
土井 真樹君
萩山 教嚴君
廣津 素子君
御法川信英君
楠田 大藏君
田村 謙治君
横光 克彦君
佐々木憲昭君
中村喜四郎君
委員長 七条 明君

森山 真弓君
保岡 興治君
石関 貴史君
河村たかし君
横山 北斗君
池田 竹本 直一君
宮下 一郎君
元久君
石井 啓一君
石原 宏高君
小川 友一君
大塚 拓君
亀井善太郎君
佐藤ゆかり君
中根 一幸君
原田 憲治君
松本 洋平君
小沢 錢仁君
鈴木 克昌君
三谷 光男君
吉田 泉君
野呂田芳成君

矢野 隆司君
山口 俊一君
大串 博志君
中井 治君
神崎 武法君
保坂 展人君
滝 実君

法務大臣
(金融担当)
法務副大臣
法務大臣政務官

財務大臣政務官
政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(金融厅監督局長)

政府参考人
(政府参事官)

政府参考人
(法務省大臣官房長)

政府参考人
(法務省民事局長)

政府参考人
(法務省人事局長)

政府参考人
(法務省財務局長)

政府参考人
(法務省人権擁護局長)

政府参考人
(公安調査庁長官)

財務金融委員会専門員
財務金融委員会専門員

本日の会議に付した案件
電子記録債権法案(内閣提出第八五号)

(四〇一)

○伊藤委員長 これより財務金融委員会法務委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行いま

す。
内閣提出、電子記録債権法案を議題といたしま

す。
本案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付の資料をもつて説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。早川忠孝君。

○早川委員 自由民主党の早川忠孝でございます。

電子記録債権法についての実質的な質疑がきよ

うから行われるということです。大変重要な法案の審議だと考えております。

ただ、この法案の審議に先立つて、法務大臣に

お伺いをしたいのでありますけれども、大変遺憾

な事態が発生をしております。それは、朝鮮総連

の土地建物をめぐってのいわゆる仮装売買事件、

これは日弁連の元会長あるいは法務省の公安調査

府の長官の経験者、言つてみれば、法の執行に当

たるべき最高の責任者の方々が国民から疑惑の眼

で見られるような事件に関与したという報道がな

されております。

まだ家宅捜査等が始まつた段階だということ

で、個別事件についてこの委員会で詳細を取り上

げることは大変差し控えるべきことではあると思

いますけれども、しかし、司法に対する信頼を大きくなさることは間違いないところであります。厳正な検査を遂げいただき、法と証拠に基づいた処分を早急に行つていただきねばならないと考えています。

法務大臣のこの事件についての現時点での所感

をまずお伺いしておきます。

〔伊藤委員長退席、七条委員長着席〕

○長勢国務大臣 御指摘の事件そのものについて

は、事案も明確ではございませんので、申し上げることはございませんが、ただ、元公安調査庁長官の方に関しても申し上げれば、既に退職されてしま

られまして、個人的な行為ということではあると

は思いますが、今先生御指摘のような御懸念を持たれる方が多いわけでありますから、公安

調査庁長官であったというお立場も考えて配慮をされた行動をとつていただければよかつたかな

いうふうに思つております。

ただ、いずれにしても、長官であつたこととこ

の問題とは具体的には関係はないんだろうとは思つております。

○早川委員 いずれにしても、これについてはは

わゆる強制執行免脱の疑いも指摘をされているところでございますので、十分検査を遂げていただ

かなければならぬと思います。

ただ、法律の専門家においても、しばしば法の

解釈、適用について軽率な判断をしがちであると

いうことの一証左になるのかもしれないと思いま

がら、この電子記録債権法について、きのう夕

刻、きょうの連合審査会の開催ということを聞き

まして、十五分で質疑をするという割り当てにな

りました。これは大変困難なことであります。

そこで、これは法務当局にまずお伺いをしてお

きたいんですけれども、この電子記録債権法の提

案に至るまでの経緯、さらにはこの法案がどんな

ことを目途としているのか、この意義について、

また当局者としての御説明をお願いいたします。

○寺田政府参考人 御説明申し上げます。

中小企業を中心としたいまして、企業の金融と

いますけれども、御承知のように、我が国におき

ましては、金融における最も身近な手段というの手形における金融であつたと言われてきています。

ところが、これが紙媒体であるということなど、さまざまな厄介な問題がなお内在しているということになつております。特に電子的な取引が盛んになつてまいりました昨今においては、その利用というのは急速に減少いたしております。

現に事業者の手形の残高は、平成二年当時は七十兆を超えておりましたけれども、最近では三十兆と半減しているわけでございます。

それで、どうしたことになっているかと申しますと、むしろ売り掛け代金でありますと、代金債権そのものを担保にしてお金を借りる、こういう金融の方法がとられるようになつてきているわけでございますけれども、他方、債権そのものを担保するということになりますと、これは当然、指名債権としての譲渡の手続等、さまざまな厄介な問題がございます。そこで、これらの問題をより便利な方法にしようということで、やはり電子的な媒体を利用するのが最も新しいやり方であるということです。

経緯といたしましては、平成十五年のe-Japan戦略以降、IT戦略本部の決定でこのことがテーマとして取り上げられて、私ども法務省と経済産業省、金融庁において、電子債権法制という名のもとに、整備に向けた検討が行われてきましたわけでございます。

平成十七年の十二月に電子債権に関する基本的な考え方を三省庁で取りまとめまして、法務省といたしましては、平成十八年の二月に法制審議会にこのテーマの諮問を行い、それで平成十九年、本年の一月に部会での決定を得た後に、総会で二月に要綱の答申を受けて、この法案の提出に至っているところでございます。

○早川委員 私自身が司法試験の勉強をしたのがもう四十年ぐらい前になるのかなということで、古い法律知識が現在の激しい社会変動の時代には

なかなか通用しなくなつて、こういうふうに実感をするところであります。

そういうところで、金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る、その観点から電子記録債権制度を創設するためにこの法案が提出された、こ

ういうふうに理解をしているところであります。事業者の資金調達の円滑化を図る目的で提出されたということにつきましては、そうすると、現行法における金銭債権を活用した資金調達の手法に何らかの問題点があるということだろうと思いまますし、またこの法案を成立させることによつて、この問題点がどのように克服されることになるのか、これは法務大臣から概要について御説明をお願いしたいと思います。

○長勢国務大臣 現行法のもとでは、金銭債権を活用して資金調達をしようということになりますと、取引先に対する売り掛け債権等の指名債権を第三者に譲渡するか、あるいは取引先から手形を振り出してもらつて、これを第三者に譲渡するかということになるわけがあります。

しかしながら、指名債権の譲渡ということになりますと、その性格上、そもそも譲渡の対象となる指名債権が存在をするかどうか、また他人に譲渡されたりしていいかというような、金融機関等の第三者が確認をするのに手間とコストがかかることになりますと、そのまま譲渡の対象となる指名債権が存在をするかどうか、また他人に譲渡人に対する人的抗弁が譲り受け人に対して主張されるリスクというようなものがあるという問題があるわけであります。

また、手形についても、手形が紙媒体を利用すれば手形であるということですから、盗難や紛失などのリスクがある、また手形の作成、交付あるいは保管のためにコストがかかるという問題点があるわけであります。

これに対しまして、電子記録債権では、このような指名債権譲渡や手形にまつわるリスク、コスト、これを削減することによって、金銭債権を活

用した資金調達を行いやくするということを目的とするものであります。例えば、電子記録をすることによって、債権の存在と帰属をはつきりさせるとともに、二重に譲渡される事態が生じないようにして、債権の存在・帰属についてのリスクや二重譲渡のリスクを排除できるようにしておるわけであります。

また、記録原簿への電子記録によつて、電子記録債権の発生や譲渡をすることができるようになりますし、またこの法案を成立させることによつて、手形の作成や交付に要するコストを削減し、電子記録機関という信頼できる第三者が債権に関する電子データを管理することにより、盜難や紛失のリスクを回避することができるようにしておるというふうに、メリットがあるというふうにお願いいたします。

○早川委員 そこで、金融担当大臣にお伺いをしたいと思いますけれども、大臣は法曹出身でありますので、法律制度の運用については非常に通曉されています。ただ、この新しい制度の中では、結局、電子記録債権制度の記録機関の信頼性をどうやって確保するのかということ、それから、電子記録システムの安全性とか信頼性、これについて、やはり運用に足りるような程度にまで信頼性、安全性が確保されなければならぬと思います。

○山本国務大臣 御指摘のとおり、記録機関といふのは、権利の内容や帰属を定める記録原簿を取り扱うわけでございます。信頼の置ける者が電子記録業を行う必要があることは申し上げるまでもございません。今現在の紙によるリスクや、あるいはそのほかの手形、小切手等のリスクをそのまま引き継ぐということであります。信頼の高いものにならなければ、このまま引き継ぐといつたことはあります。そのため、記録機関におきましては、指定の

際に記録機関の業務遂行能力を審査するということを目的とするものであります。そこで、まず、公正性、中立性の確保、他業の破綻リスクの遮断等の観点から、兼業を禁止しております。また、報告徴求あるいは業務改善命令等の必要な検査監督を行うというように仕組んでいます。

○早川委員 いずれにしても、インターネットを利用してのこういつた電子記録債権というものについての安全性の確保のためには、やはり記録の改ざんを防ぐために、ハッカーによるコンピューターへの侵入を初めとした外部からの不正アクセスの防止、あるいは情報漏えい等を防ぐための内構築する必要があると思っております。

時間でありますので、こういつたことについてしっかりと対処をいただきたいという要請をして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○七条委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。

電子記録債権法につきましてお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほど、電子記録債権制度の背景、立法事実についてお話をいただきました。そこで、この電子記録債権制度の創設によって、経済的にどのような活用がされていくのか。特に中小企業にとりましては、これを使い勝手のよいものにしてもらいたい、こういう要請が強いわけでございます。やはり安心で安心できる、そういう要請が強いわけでございます。

事実についてお話をいただきました。そこで、この電子記録債権制度の創設によって、経済的にどのような活用がされていくのか。特に中小企業にとりましては、これを使い勝手のよいものにしてもらいたい、こういう要請が強いわけでございます。やはり安心で安心できる、そういう要請が強いわけでございます。

○山本国務大臣 現在、事業者の手形残高については、先ほど民事局長がお答え申し上げましたように、平成二年で七十二兆が、平成十七年になりますと三十一兆。しかし、事業者の平成十七年の

売掛金は二百一兆円でございまして、いわば決済に手形がもはや使われない時代が来たというわけでございます。それにかわる新しい決済システム、そして能率のいい、信用性の高いものということが当然中小企業の取引等の活力となるわけでございます。

電子記録債権は、手形、売り掛け債権、貸付債権など、さまざまな金銭債権につきまして、その流動化に活用されることが想定されていることは御承知のとおりでございます。特に手形の代替や売り掛け債権の流動化、これは中小企業者の資金調達環境の整備の上で大変重要だというように認識しております。金融庁にいたしましては、より多くの中小企業に利用されるよう環境整備に努めてまいりたいというよう考へるところでござります。

○大口委員 この制度を見ますと、流通性の確保ということでは手形法と非常に類似した形になつております。善意取得の規定、人的抗弁の切断、

そして支払いの免責等々でございます。ただ、この流通性を制限する規定も置かれております。また、消費者保護という観点からの規定もあります。

また、任意的記載事項、こういうものも認められておりまして、そういう点で手形法との電子記録債権制度とは違いがあるわけでございます。

○寺田政府参考人 御指摘のとおり、電子記録債権の特色といいますのは、特に手形に対する特色でござりますけれども、流通はいたすものの、そ

のあり方といいうのは非常に多様なものが考えられるわけでございます。指名債権がベースにはなつておりますけれども、それから切り離された独立の債権。しかし、どうしてもさまざまな取引の実情といいうものを反映した債権のあり方といいうのがありますけれども、そういうのを反映した債権制度といいます。

○山本国務大臣 手形交換制度は、銀行取引停止処分によりまして不適格な参加者を排除すること

で手形の円滑な流通の確保をする民間のルールでございます。電子記録債権制度においては考へておられるのか、これは金融

制度においては考へておられるのか、これは金融

制度にお伺いしたいと思います。

○大口委員 手形の場合は手形交換制度というのがあり、また支払いを怠つた場合は不渡りといいます。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、この制度

を仕組む上では、民法の契約理論との調整とい

う制度設計にしたということの理由についてお伺いしたいと思います。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、この制度

を仕組む上では、民法の契約理論との調整とい

う制度設計にしたということの理由についてお伺いしたいと思います。

○大口委員 次に、これは主務大臣が一定の財産

の指定を行つ、こうしたことでございます。た

だ、この電子債権記録機関といふのは社会の公器でありまして、秘密の保持、情報セキュリティ、本人認証、こうしたことではやはり厳格な

管理体制といふものが必要になつてくるわけですね。

そこで、この指定に際して、どの程度のセキュ

リティーレベルを求めるのか。FISCの指針等、いろいろ参考にされるんでしようけれども、

そういうレベルが要求されるのか。そして、業務執行体制についてはどのように体制が整つたならば

指定できるのか、これについて金融担当大臣にお伺いしたいと思います。

というのをここで記録の世界に取り込んでいこう

と、それが非常に大きな趣旨でございます。

そこで、今委員も御指摘になりました人的抗弁あるいは善意取得の問題でございますけれども、

今申し上げました多様な用途というのを前提にいたしますと、流通を高めるという意味ではこのよ

うないわば流通保護の規定が必要でございますけれども、他方、こういうものを必要としないよう

な債権もこの制度には乗つけていこうということ

でございますので、そういった趣旨で、消費者保護のよう側面も取り込んだ制度のあり方を組み立てていこう、手形におきましても指図禁止手形というのがございますけれども、それをより広範に、そういうのがござりますけれども、それをより広範に、そういう趣旨でございます。

電子記録債権の譲渡記録を制限するということも同時に認めることにいたしておますが、これも同様の趣旨でございまして、原則的には多くの機関というのは譲渡を自由にするという方向に向かうと思ひますけれども、そうでないものをここでも必ずしも制限する必要はないということで、こ

ういうものも電子の世界に取り込める、そういう制度の仕組みをとつていてるわけでございます。

○大口委員 手形の場合は手形交換制度といふのがあり、また支払いを怠つた場合は不渡りといいます。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、この制度

を仕組む上では、民法の契約理論との調整とい

う制度設計にしたということの理由についてお伺いしたいと思います。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、この制度

を仕組む上では、民法の契約理論との調整とい

う制度設計にしたということの理由についてお伺いしたいと思います。

○大口委員 次に、これは主務大臣が一定の財産

の指定を行つ、こうしたことでございます。た

だ、この電子債権記録機関といふのは社会の公器でありまして、秘密の保持、情報セキュリ

ティ、本人認証、こうしたことではやはり厳格な

管理体制といふものが必要になつてくるわけですね。

そこで、この指定に際して、どの程度のセキュ

リティーレベルを求めるのか。FISCの指針等、いろいろ参考にされるんでしようけれども、

そういうレベルが要求されるのか。そして、業務執

行体制についてはどのように体制が整つたならば

指定できるのか、これについて金融担当大臣にお伺いしたいと思います。

○山本國務大臣 電子記録債権は、記録原簿によりまして権利の内容や帰属が定まるわけでござります。このため、記録機関は、セキュリティー水準の確保に努めることが大変重要でございます。不正アクセスやウイルスを検知、遮断するためのファイアウォールの設置、システムダウン時のバックアップ体制の構築、記録機関内部での情報管理体制の整備、適切な本人確認の体制整備等々の対応を図つていただきことが必要でございます。

また、そのほかの業務遂行の視点から申し上げれば、例えば、債務者の二重払い防止等のためには、職権による支払い等の記録が確実に行えるよう金融機関との連携体制の構築が必要でござりますし、法令等の遵守のための内部管理の責任者を配置するなど、適切な人材の確保といった体制が整備されていないとならないわけでございます。

これらにつきましては、記録機関の指定申請時に業務規程等の審査を通じまして的確にチェックするとともに、業務開始後におきましても日常の検査監督を通じて適切にフォローしていくというような制度にしておるところでございます。

○大口委員 利便性だとかコストの面等も踏まえながらいろいろと検討されていくと思いますが、どうかそのあたりについてはしっかりと基準をつくつていただきたいと思います。

次に、ハッキング等によって不実の電子記録がなされた場合や権限のない者の請求に基づいて電子記録がされた場合に、電子債権記録機関が損害賠償責任を負うわけでございます。それにつきまして、不法行為の原則を変えて、過失のないこと機関が証明しなきゃいけない、証明責任の転換を図つたわけでございますけれども、その趣旨、理由について法務大臣からお伺いしたいと思います。

○長勢国務大臣 まず、今おっしゃつたようなハッキングなどによって電子記録が改ざんされる、あるいは何らの請求もないのに電子記録がさ

れるというような場合、また、機関によるミスのためには、電子記録を真実の内容に訂正する義務を負わせております。また、このような不実の電子記録がされたことによって損害を受けた者にとっては、身に覚えのない電子記録がされた原因を把握することさえ困難でありますし、そもそも機関は記録原簿を適切に管理する責任を負つておるわけでありますので、より厳格な責任を負うべき立場にあります。

そこで、不実の電子記録がされた場合には、電子債権記録機関は、過失のないことをみずから証明しない限り、損害賠償の責任を免れないということにいたしております。

他人に成り済まして電子記録の請求がされた場合にも、電子債権記録機関は、電子記録の請求が適法にされているかどうかについて適正に確認した上で電子記録を行う業務を担つてゐるのでありますから、電子債権記録機関の側に過失がないことをみずから証明しない限り、損害賠償責任は免れないということにしております。この場合を負わせるということにしております。この場

合や代理権のない者によつて請求がされた場合においても、電子記録の請求が適法にされているかどうかについて適正に確認いたします。

○大口委員 このように、より重い責任を機関に負わせることで、この制度そのものの信頼が損なわれることで、この制度そのものに配慮しておるところでございます。

○大口委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○七条委員長 次に、楠田大蔵君。

○楠田委員 民主党の楠田大蔵でございます。

○寺田政府参考人 まず、メリットの点でござりますけれども、私の方からまず債権者と債務者の関係について申し上げます。

〔七条委員長退席、伊藤委員長着席〕

○寺田政府参考人 まず、メリットの点でござりますけれども、私の方からまず債権者と債務者の関係について申し上げます。

○楠田委員 従来は、債権者、債務者の間で債権の譲渡を行うということになりますと、一つは指名債権

としてそれを譲渡する。その場合には、しかし、指名債権が本当にその権利者の手元にあるのか、あるいはそれはそうでないのかということの調査が必要でございますし、その譲渡の手続そのものも、これは通知、承諾というような、紙のベースでございますけれども、非常に厄介な手続が必要でございました。この電子債権はそういう手続を飛び越えようというものでございまして、一面でございました。他方、では手形の側から見ますとどういうメ

リットがあるかと申しますと、手形の発行をする場合にはあらゆる意味でコストがかかるわけでござります。保管のコストもかかりますし、もとも

えば、業態として成り立つものかどうか、もうけるものであるのか、そうした観点から話を伺つてまいりたいと思います。

まず、今回の件で私自身思い出しましたのが、手形制度。支店に勤めている時代、この持ち出しを手形交換所にしていくわけであります。そのとき、さまざまなものを見つけておりました。手形のもう一つのデメリットは、どうしても手

形といふのは流通に置くのに定型性というのを要ります。それで、手形では不便でございますので、それがいろいろな約束をすこなかなというイメージを少し持つたところがありますが、しかし、今回の制度全体としての大きさ像というのは少しまだ見えにくい、見出しがない限り、損害賠償の責任を免れないということにいたしております。

まず、成り立つためには、債権者、債務者、また金融機関等、すべてにメリットがないといけないと思っておりますが、今回、この制度を導入するにおいて、債権者、債務者、金融機関等、プレーヤーのメリットがどういうものであるかをまづお答えいただきたいと思います。

〔七条委員長退席、伊藤委員長着席〕

○寺田政府参考人 まず、メリットの点でござりますけれども、私の方からまず債権者と債務者の関係について申し上げます。

○楠田委員 従来は、債権者、債務者の間で債権の譲渡を行うということになりますと、一つは指名債権としてそれを譲渡する。その場合には、しかし、指名債権が本当にその権利者の手元にあるのか、あるいはそれはそうでないのかということの調査が必要でございますし、その譲渡の手続そのものも、これは通知、承諾というような、紙のベースでございました。他方、では手形の側から見ますとどういうメ

リットがあるかと申しますと、手形の発行をするために設けるものでございます。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

○楠田委員 電子記録債権制度は、電子的手段を用いました

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

○楠田委員 金融取引の発達を踏まえまして、金銭債権につきましても電子的な管理、譲渡の手段を整備いたしまして、事業者の資金調達環境を整備するためには設けるものでございます。

○寺田政府参考人 金融機関にとりましては、こういった制度を整備するのにはそれなりのコストもかかるところでございますけれども、一方におきまして、現在の経済システムの中でこのようない新しい手段を創設していくということかと思います。

○寺田政府参考人 この点につきましては、既に有価証券につきましても電子記録債権が導入されていますが、今般、さらに有価証券以外の手形ある

いは指名債権等の機能を踏まえました新しい電子記録債権制度ができ上がることによりまして、全体の我が国の経済のインフラの整備に貢献するものと考えているところでございます。

○楠田委員 その説明の中で、私も金融機関おられましたが、今回、電子債権記録機関というのが、兼業も禁止をされている、そして複数設立することが可能、乱立する可能性もある。そうした中で本当に金融機関のようなところにいかに協力をしてもらえるのかなということが非常に見通しが悪いのではないかと思っているわけあります。

のはよくわかりませんけれども、およそ二割程度が手形に係るものではないかと言われております。

そのうち、今回の法案によりましてどれだけ電子記録の方に移行するかということでございますが、実際、金額として五千億の二割のうちの一部ということにならうかと思いますけれども、現在のこところ、それは正確にはわからないということをございます。

○楠田委員 先ほどの委員長への要求が、正しいとありますか、やはり必要であつたと思います。

こうした制度導入において、予算措置はどれだけあるかというのももちろん重要でありますけれども、この制度が成り立ち、利用者の方に利便性があるというものでないと、そもそも法律をつくる意義がないわけですから、先ほど申しますいもので、そして、この制度を導入するにおいて、これからどういう影響を及ぼしていくのか、税収の低下につながるのか、この点に関してもぜひ試算をして、提出をしていただきたい。それがなければ、この法律を実際に議論していくことも難しいのではないか、そうした指摘をさせていただきたいたいと思います。

時間も迫つてしまひましたので、最後に、今回の件で、銀行でいえば、当然、当座預金等を銀行に開設して、それによって最低限の信用力があるところをプレーヤーにしていくこととありますけれども、今回のこの制度において、電子債権記録機関に加入する際、そうした審査をどのようにしていくのか、この点に關してもお聞かせください。

○三國谷政府参考人 この電子記録機関につきましては、現実の取引が適正に行われるよう、当然のことながら、そのシステム管理も含めまして、認等をするなどの確認体制整備に努めてまいりました。ただ、一方で、当然のことながら差別的な取り

扱いをしてはならないわけでございまして、そういう公公平性と、それからこの制度の信頼といふ、そういうものを両方考慮しながら、制度の適正な運用に努めていくものと考えております。

○楠田委員 時間も参りましたので、そうした個別具体的な点に関してはまだまだはつきりしてないところが多い、不渡り制度の点も先ほど質問もありましたけれども、今回の件で不適格な参加者を排除するという制度も、まだまだこれからも議論の途上にあるのではないかと思つております。

○伊藤委員長 次に、大串博志君。

○大串委員 ありがとうございます。民主党の大串博志でございます。

電子記録債権法でございます。IT化が進み、ペーパーレス化が進む中で、まず冒頭に、この法律に対する私の考え方といたしましては、この電子記録債権というものが、手形そして売り掛け債権に関して、IT化の中でなつていくことに関し

ては賛成でございます。これは方向としてなつてゐることとは、例えば株券のペーパーレス化、そして社債についても、振替機関ができて、ペーパー

レスの中でのコスト削減、流通性の向上というものが図られております。そういう観点からして、手形という制度、そして売り掛け債権という制度にペーパーレス化の流れを入れて、流通性を高め、信頼性を高めていくという方法自体は、私は賛成でございます。

ただ、私自身、若干の感想として覚えてい

るのは、電子記録債権法が仮に成了とした場合に、本当に電子記録された債権というものが普及していくかという点に関しては、まだ見えない点

が私は多いんだろうと思います。ひょっとしたら時間が相当かかるいく可能性もあり得るというふうに思つていています。

その理由とするところは、法律はここに定めら

具体的な制度設計の中でこれから確定していかなければならぬ点が極めて多いんじゃないかというふうな気がしております。具体的な制度設計の中で決めていくこと、見えていくこと、あるいは自然と見えていくこと、これが見えてきて初めて、どのくらいの利用度があるのかというのが見えてくる、そういう仕組みじゃないかと思つていてます。その中で、また新たな課題みたいなものも出でございます。

そういう観点から、確認の意味も含めて、きようは質疑をさせていただければというふうに思ひます。大きな論点から小さな論点、具体的な論点までいろいろありますので、まず、ちょっと大き目の論点のところから話をさせていただければというふうに思ひます。

まず、この電子記録債権の成否を決めるのは、私は、何といつてもこの法律の中に定められてゐる電子記録機関だと思います。これがどれだけ、効率性のある、かつ信頼性のある、あるいはコスト面でも利用可能な利便性のあるものになつていくかという、ここが私はかぎだというふうに思つていています。ところが、この法案の中から

は、その電子記録機関というもののイメージがまだはつきりわいてこない。先ほどの審議で、少しづつその辺が出てきておりますけれども、

まず金融大臣にお尋ねしたいのですが、この電

子債権記録機関、どういうふうなイメージを持つていらっしゃるのか。どういう主体がこれをやつていくであろうと考えていらつしやるのか。そして、例えばどのくらいの数が出ていこうとするで

あります。若干漏れている方もいらっしゃいますけれども、かなり幅広く銀行業界の方が入つていらつしゃるということですね。預金取扱機関が全部入っているわけじゃないですね。ところが、これは電子債権記録機関というものが成り立つて

とすると、恐らく預金取扱機関にかなり広がつていかなければならぬのだろうという感じがして

ています。

ちょっと突っ込んで聞かせていただきますと、

全銀協の方があり方の議論をされているというこ

とであれば、例えば、全銀協という業態の方で一つのボディーの電子債権記録機関がつくられていくイメージなのか、それとも、個々の金融機関の

方が入つていかれるイメージなのか。あるいは、これまで提案されているわけでございますけれども、

また、電子記録債権を利用する際の手数料とい

うことを申し上げますと、記録機関の経営判断により決まるわけでございます。記録機関の取り扱う電子債権の量とシステムの開発費あるいは維持コスト費、そうしたものとの見合いであらうとうように思います。現在の手形利用に係る諸経費など、さまざまなものと見合いであります。現時点で考える限り、現在、全銀協におきまして、記録機関のあり方についての議論が進められております。金融機関が担い手となる可能性が強いかやならない点が極めて多いんじゃないかというふうな気がしております。具体的な制度設計の中

で決めていくこと、見えていくこと、あるいは自

然と見えていくこと、これが見えてきて初めて、

どのくらいの利用度があるのかというのが見えてくる、そういう仕組みじゃないかと思つていてます。その中で、また新たな課題みたいなものも出でございます。

また、電子記録債権を利用する際の手数料とい

うことを申し上げますと、記録機関の経営判断により決まるわけでございます。記録機関の取り扱

う電子債権の量とシステムの開発費あるいは維持

コスト費、そうしたものとの見合いであらうとい

うように思います。現在の手形利用に係る諸経費など、さまざまなものと見合いであります。現

時点を申し上げますと、記録機関の経営判断によ

り決まるわけでございます。記録機関の取り扱

う電子債権の量とシステムの開発費あるいは維持

コスト費、そうしたものとの見合いであらうとい

預金取扱機関の中でも各種業態がございますね、メガと言われる方もいらっしゃれば、地域の金融機関もある、あるいは信金、信組もございます。そういうふうに業態ごとになるのか。その辺のイメージは、もう少し突っ込んで聞かせていただくと、どうでしょうか。

〔伊藤委員長退席、七条委員長着席〕

○山本國務大臣 電子記録債権の利用ということを考えました場合、民間のニーズにこたえて複数の記録機関が設立されることが望ましいと思っております。競争という観点から、複数が望ましいわけでございまして、どうぞお話をうながしてください。

したがいまして、全銀協加盟の各金融機関が共同で記録機関を持つということもありましようし、また、一金融機関が子会社化という形で持つ

場合も想定されるだらうというふうに思つておりますが、いざれにしましても、複数の記録機関が競争していただけるということが大事なことであ

るうというふうに思つております。まず、民間の経済活動の中で、ほうはいとして自由にこれが競争していくということが望ましい姿であろう

というふうに考えております。

○大串委員 先ほどお話をうながしましたように、こ

れから電子債権記録機関の具体的な内容というの

は固まつていくんだということでございました。

先ほど申しましたように、私は、この電子債権記録機関のあり方というのは、制度がうまくワ

クするかどうかにおいて、かなり決定的な位置づけだと思つていますものですから、この点がこれ

をして、今おつしやいましたけれども、複数の参入があつた方が競争があつてよろしいというこ

とでございますけれども、なかなかそこは、これまたプラス、マイナスがあるところだと思つんで

すね。社会のインフラという点から考へると、共通フォーマットみたいなものをつくつていった方

が社会全体としてはコストが下がる。そういう意

味からすると少數の参入の方が望ましいというこ

とになりますようし、確かに、競争、サービスの

向上という観点からすると、ある程度の複数参入

が必要になつてくるという、両方のプラス、マイ

ナスがあろうと思うんです。

一般民間企業の議論の結果、自然とできてくる

であろうという態度、行政側としてはそういう態

度だと思いますけれども、果たして本当にベスト

ミックスができてくるのかというところは、実は

私は、ここは、論理的な道理といいますか、民間

企業の判断に任せると、先ほど申し上げた効率と

いう観点と全体の競争という観点、こういうプラ

ス、マイナスを両方踏まえたベストミックスが本

当に出てくるかというと、必ずしもそこはないん

じやないかと思うんですね。ここが非常に大きな

問題といいますか、確認しなければならない点と

して残つてゐる点から、またもう少し電子債

権記録機関の問題に関して掘り下げさせていただ

りますと、電子債権記録機関は、業務としては、

非常に公平性、公正性、中立性を保つたものでな

ければいかぬということになつております。先ほ

ど來、公平性、中立性を保つためにいろいろな仕

組みを考えていらつしやるということがあります

た。基本的には、監督検査の体制をつくつてい

く、そして兼業は禁止するんだということ、株式

会社でなければいかぬ、財政的基盤を有すると

いうふうな気がしてゐるんですけども、この点

に關して、大臣、いかがですか。

○山本國務大臣 記録機関は、先ほど申し上げま

したように、権利の内容、帰属を定める記録原簿

を取り扱う、信用、信頼の置ける者が電子債権記

録業を行つてもらわなければなりません。

このため、記録機関に專業義務を課すという形

で公正性と中立性を確保しております。さらに

は、本法案の中で、記録機関の役職員の秘密保持

義務を定めておりまして、不当な差別的取り扱い

の禁止も定めておりまして、公正性と中立性をこ

れで担保しているところでございます。また、仮

に、記録機関が銀行の一〇〇%子会社であった場

合、こうした記録機関の公正性、中立性も確保さ

れるもの、こう考えているわけでございます。

そう考えまして、この記録機関の公正性、中立

性を保ちつつ、さらには日常的に検査監督を行つ

てもらわなければなりません。

○三國谷政府参考人 今回の個別の電子債権記録

機関の監督は、現時点というよりも、施行の段階

でございますので、それまでの体制整備というこ

あつたとすると、これはかなり一体性が高いといつたうふうにみなさざるを得ない。そういう観点から、銀行法なんかでも、特にシェアの高い子会社をゆがめるということは、私の方といたしましては、この仕組みからすればそういうことはないというふうに考えております。

今回、コムスンの問題がございました。処分を受け、では、その業務をどうするのかといったときに、子会社に譲渡するということに関しても、これは相まかりならぬという社会的な声もあります。

うに公益性の高い業態においてはあります。それとはやつてはいかぬということになつたわけですね。

だから、おのずと考へてみると、ある業態とそ

れに対する一〇〇%子会社、そして、そこにマネジメントなんかがどつと送られたりすると、かな

りこれは一体性が高いと言わざるを得ないし、かつ財産的基盤のところも、今回五億円という財産

的基盤の基礎を置いていただいていますけれども、これも、リスクの遮断という面においても非常に危

なつかしいものが出てくるかも知れません。

ですから、私は、一〇〇%子会社に関する規制、資本関係に関する規制が弱いんじゃないとか

いうふうな気がしてゐるんですけども、この点

に關して、大臣、いかがですか。

○山本國務大臣 記録機関は、先ほど申し上げま

したように、権利の内容、帰属を定める記録原簿

を取り扱う、信用、信頼の置ける者が電子債権記

録業を行つてもらわなければなりません。

このため、記録機関に專業義務を課すという形

で公正性と中立性を確保しております。さらに

は、本法案の中で、記録機関の役職員の秘密保持

義務を定めておりまして、不当な差別的取り扱い

の禁止も定めておりまして、公正性と中立性をこ

れで担保しているところでございます。また、仮

に、記録機関が銀行の一〇〇%子会社であった場

合、こうした記録機関の公正性、中立性も確保さ

れるもの、こう考えているわけでございます。

○三國谷政府参考人 今回の個別の電子債権記録

機関の監督は、現時点というよりも、施行の段階

でございますので、それまでの体制整備というこ

とにならうかと思います。

現時点で、一般論といたしまして、検査監督の体制とということをございますけれども、私どもいたしましては、大変厳しい定員事情であります。

が、その中でやりくりしながら一生懸命職員が頑張つておるということで御理解賜りたいと思います。

○大串委員 検査監督がかかる新規制度をつくる場合には、これはいつも悩みなのでございます。

どれぐらいの参入があるか、よくわからない中で検査監督の体制を置いていかなければならない。

ですから、最初のスタートオフの段階は非常に難しいですね。

一年半のうちに電子債権記録機関が登場していくわけですが、一年半と申しますと来年の秋。来年の秋というと非常に遠いような感じがしますけれども、例えば、定員、予算を要求して予算をとつてというサイクルを考えると、定員を要求して予算を要求するということを今やらなければいけないんですね。この夏の定員要求、予算要求の中で反映させて、それを来年の春に獲得する。来年の春に獲得して、それから大急ぎで検査監督に関するマニュアル等々を、それと同時に並行的につくるんじょうけれども、つくった上で、職員の方々になれていただいて、その期間も必要ですかね。もうまさに今から始めなければならない、そういう課題でございま

すので、どれだけ参入があるかわからぬ中でお願いしたいというふうに思う次第でござります。それともう一つ、法務省の方にも私は付言しておきたいと思うんです。法律は共管でございますから、処分を打つたりするときには、これは当然、

金融大臣、法務大臣、両方の名前で処分が打たれるわけでございます。そういう観点からすると、監督は金融庁を中心としてやるんでしょうけれども、法務省も監督の任ありという責任関係が生じ

ます。

ですから、私が最近危惧しているのは、法務省においても、いろいろな監督を行う機関といいま

すか法律といいますか、これはふえてきていま

す。監督を行なうというのは、実は非常に行政的には難しい。もちろん、行政すべて難しいわけです

けれども、難しい職務でございまして、金融庁が

やる監督をきちっと受けとめて、それが処分に値するかどうか、あるいは適当かどうかというのを

法務省としても判断できる体制を法務省側においてもきちっとつくつていただかなければならぬ

ということを私の意見として申し添えさせていた

だきたいというふうに思う次第でござります。

その他、法務大臣にもいろいろ法律の具体

論のところを聞きたかったのでございます。

この法律の具体論のところ、例えば、不実記載、権限のない者による請求において、過失責任

とされていますけれども、本当にそれで法的安定性が保たれる仕組みになるのかどうかとか、ある

いは、債権債務の消滅に関しまして同期的取り扱いができるかどうか。

特に、銀行間送金で行われる場合にはかなり速い同期的取り扱いが

保たれるんでしょうけれども、例えば代位弁済や相殺、混同などで債権がなくなる場合には、本當に一瞬のうちにきちんと情報伝達されるかどうか

というような点についても、それが本当に適当な制度になつているかどうか。これがこの制度が使われるかどうかを大きく左右するんじやないかと思いましたものですから、その辺もお尋ねした

かつたんですが、ちょっと時間がなかつたもので、そこは割愛させていただきります。

最後に、もう一回金融担当大臣にお尋ねしたいのは、今回、この制度の利点の一つは、債権の流動化が進む、中小企業の資金調達なども進むとい

はこの問題だけにとどまらないんですね。より広い観点で、銀行が持つている債権も含めて直接金融を進めるためには、あるいは市場型の間接金融

を進めていくためには、債権の流動化全体を進めいかなければならぬと私は思っています。

金融庁において、債権の流動化を進めていくプロセス、これはどういうふうになつてあるのか、今後どういうふうに進められるおつもりなのか、この点について御説明ください。

○七条委員長 時間が過ぎておりますから、簡単明瞭に。

○山本國務大臣 貸出債権の流動化につきましては、金融機関における与信リスクの分散、適切なポートフォリオの構築など、金融機関におけるリスク管理の高度化等の観点から意義が大きいと考えられておりま

す。このような観点から、例えば次のような取り組みを進めてきたところでございます。

主要行に対しましては、リスク管理高度化計画の策定を求めた際に、与信集中リスクやオーバーランス化に関する取り組み方針等を策定するよう要請しております。十七年六月でございます。上記計画の実施状況を含めまして、銀行のリスク管理の状況につきまして定期的なヒアリングを実施しております。

また、貸出債権の流動化を進めていくためには貸出債権市場の活性化も重要と考えております。これにつきましては、日本ローン債権市場協会、JSLAが貸出債権のプライシング情報の公表を行なうなど、民間主導の種々の取り組みによりまして市場が発展してきております。

貸出債権の流動化の具体的な進め方につきましては、個々の金融機関が適切なリスク管理のもとで自主的に判断すべきものでございますが、金融

庁といたしましては、引き続き、上記の取り組み等を通じまして貸出債権の流動化促進を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○大串委員 電子記録債権の制度がしっかりと根づくよう具体的な制度設計をしっかりと行つていただきたい

きたいというふうに思う次第でござります。

終わります。ありがとうございました。

○高山委員 民主党の高山智司でございます。

きょうは、電子債権の取引の問題の前に、先ほど早川委員からも質問がありましたけれども、朝鮮総連本部の取引に関して、まず法務大臣に伺いたいんです。

これは、公安調査庁の元長官が監視の対象であつたところのものを買つているということで、この長官の方が、部長だつたり現場にいた時代や

何から、そういうのもさかのぼつて、不適切な行動がなかつたのか、あるいは、今内部的にどうい

う調査をしているのか。また、していないのだとすれば、これは今後必ずしてもらわなきゃいけないことだと思いますけれども、今の進捗状況を

えられておりま

す。この長官の方が、部長だつたり現場にいた時代や

何から、そういうのもさかのぼつて、不適切な行動があつたのか、不適切なことがなかつたのか」と呼ぶ

在職中には、そのような交友関係はなかつたものと承知をしております。退職後の交友関係は私どもでコメントできませんが、記者会見では、総連の幹部と会つたのは今回が初めてですというふうに述べられたと承知をいたしております。

○長勢國務大臣 御質問は、この元長官についての調査ということでございましょうか。(高山委員)現役時代の過去にさかのぼつて、どういう行動があつたのか、不適切なことがなかつたのか」と呼ぶ

在職中には、そのような交友関係はなかつたものと承知をしております。退職後の交友関係は私どもでコメントできませんが、記者会見では、総連の幹部と会つたのは今回が初めてですというふうに述べられたと承知をいたしております。

〔七条委員長退席、伊藤委員長着席〕

○高山委員 これは本当に、何なんですか、捜査対象というか監視の対象ですか、ずっと見て

いて、それでそこと逆に仲よくなってしまうといふことであると、我が国は本当に公事がきちんと機能しているのかという重大な問題だと思います

ので、しっかりと調査をしていただきたいし、また、緒方さんや土屋さんといった人も、一応呼んで話を聞かなきやいけないなと思いますけれども、その前につよつと伺いたいのは、この総連本

部の問題で、緒方さんのところや土屋さんのところ

ろに今東京地検が捜査に入っているわけですか
ども、これはどういうことで捜査に入ったのか、参考
教えていただけますか。細かいことなので、参考
人の方でも結構ですけれども。

○小津政府参考人 お尋ねは捜査機関の活動内容
にかかる事柄でございますので、お答えを差し
控えさせていただきたいと思います。

○高山委員 捜査の進捗状況とかを教えてください
といふことではなくて、何が問題で東京地検が
入っているのかということをはつきり教えていた
だきたいんですけども。

○小津政府参考人 繰り返しで恐縮でございます
す。捜査機関の活動内容にかかる事柄でござい
まして、お答えを差し控えさせていただきます。

○高山委員 大臣 これはもう新聞報道もすぐく
されていますし、また、総理も随分これを問題に
して、非常に不愉快だというようなことがあって
検察も迅速に動かされたのかどうか、その辺はわ
りませんけれども。

大臣にこれは何たいんですけれども、この件
に関して官邸からどういう指示がありましたか。

○長勢国務大臣 この問題に関して、私に特段の
指示はございません。

大臣にこれは何たいんですけれども、この件
に関して官邸からどういう指示がありましたか。

○長勢国務大臣 この問題に関して、私に特段の
指示はございません。

大臣にこれは何たいんですけれども、この件
に関して官邸からどういう指示がありましたか。

○高山委員 これはどういう経緯で、物すごい速
度で、問題が顕在化してからもうその次の日には
捜査をしているということで、随分迅速な捜査だ
など思っています。

これは新聞報道によれば、朝鮮総連の本部が目
黒区のとある会社に登記が移されていたというこ
となんですねけれども、これは後々金融担当大臣に
も伺わなきやいけないと思うんですね。要するに、
債権の執行の免脱に当たる問題かとも言われ
ておりますので。

これは登記を移しているわけですが、一体どう
ういう点が問題なのかというのを刑事局長に
伺えますか。

○小津政府参考人 具体的な案件につきまして
は、捜査機関によって収集された証拠に基づいて
判断される事柄でございますので、この具体的な

案件においてという御趣旨でございますれば、お
答えは差し控えさせていただきたいと思います。
○高山委員 ちょっと余りにも、これはほとんど
とで、電磁的記録公正証書原本不実記載の容疑で
捜索したということですけれども、こういう容疑で
今捜索しているということで間違いないです
か。

○小津政府参考人 ただいまの点につきまして
も、先ほど申し述べたのと同様で差し控えさせて
いただきますが、御指摘の構成要件は、刑法百五
十七条一項の犯罪ということでございまして、公
務員に対し虚偽の申し立てをし、登記簿、戸籍簿
その他の権利もしくは義務に関する公正証書の原
本に不実の記載をさせ等々の行為をした者は、五
年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する
という構成要件でございます。

○高山委員 これは余りにも、法務当局もきちんと
と答弁していただけませんし、また、ちょうどど
きようは財務金融と法務の連合審査ということも
ありますし、この問題は、朝鮮総連本部をそ
うふうに虚偽登記することでRCCからの債務を
免脱しようという、どうもそういう動きも見られ
るということですので、この元公安調査庁長官の
緒方氏や土屋公獻氏を参考人要求したいと思うん
ですけれども、委員長、お取り計らいをお願いし
ます。

○伊藤委員長 ただいまの件については、後刻理
事会で協議をさせていただきたいと思います。

これは登記を移しているわけですが、一体どう
ういう点が問題なのかというのを刑事局長に
伺えますか。

○長勢国務大臣 なつておられる方のようでござ
いますけれども、これはあくまで表題部の登記にと
どまっているところでございまして、所有者と
しては長勢次郎四郎氏、これは大臣によります
と祖父に当たられる方のようでございますけれど
も、登記がされておりますが、これはあくまで表
題部の登記にとどまっているところでございま
す。

○高山委員 大臣、これは今東京地検なんかも
登記の問題で随分捜査が入られているみたいなん
ですけれども、御自宅は今は不実の登記の状態に
なっているのか、それとも、これは適正な現況を
反映したものになっているのか、ちょっと御説明
願えますか。

○長勢国務大臣 私の土地の上に建物が建つてい
るわけですが、ずっと私が子供のときから住んで
おつた実家でございますが、父から相続を受けた
ものでございます。

当然、私としては、土地も建物も私が相続協議
において相続しておりますので、登記手続も終
わっておるものと思っておりましたし、何か、か
つて新聞でも取り上げられたことがあるというこ

とで、そのときも、間違いのないようにというふ
うに指示をしたつもりでおりましたが、その後、
私自身が十分な確認をしていかなかったために、今
と建物がどういうふうになつてているのか、事務方
から答弁をお願いします。

○寺田政府参考人 大臣から伺つているところに
よりますと、今の御指摘の土地建物というのは、
富山県の魚津市大字石垣村字西福寺三十三の建物
と石垣九十四の土地でございますけれども、土地
につきましては、もちろん表題部も登記はされて
あるわけでござりますけれども、現在、所有権の
移転登記が平成五年に、平成二年の相続を原因と
して大臣名義でされているわけでございます。

他方、建物の方は、表題部に木造草ぶき平家建
ての構造の建物が表示されておりまして、所有者
としては長勢次郎四郎氏、これは大臣によります
と祖父に当たられる方のようでございますけれど
も、登記がされておりますが、これはあくまで表
題部の登記にとどまっているところでございま
す。

○寺田政府参考人 余り具体的な問題に立ち入り
て論ずるのは差し控えたいと思いますけれども、
今委員が御指摘になりました不実の登記といいま
すのは、自分に権利がないのに権利があるとい
う形での登記をされるということだと承知しております。

○高山委員 他方、今の大臣の富山の建物の問題は、表示登
記においては実態を示した表示登記をしなきやな
らない。例えば、増築があれば増築をしなきやな
らない、あるいは変更があれば変更しなきやなら
ないということの登記が怠られているかどうかと
いう問題だというふうに理解をいたしております。

この問題は、仮にそのようなことがありました
とすれば、十萬円を最高とする過料の制裁がござ
います。

○高山委員 大臣、小さい問題だなどいうふうに
御自身はお考えかもしれませんけれども、これは
十二年も前から指摘されていることですので、こ
の際にぜひ適正な状態に戻していただきたいとい

うふうに思います。

それと、もう一つ不適切なものが週刊文春によれば出ているんですけれども、この中に、悠遊興論塾といふんですか、NPO法人が出てくるんです。これはどういう団体ですか。

○長勢国務大臣 私の仲間の人たちで設立した、東京都の認可を受けている団体と承知しております。

○高山委員 この「悠遊興論」という機関紙のようなものを、私は今持っているんですけども、大臣、これは、ふだん、どういう活動をされているNPO法人なのか、大臣からもう一度御説明願えますか。

○長勢国務大臣 私が運営しているわけではございませんが、月一回勉強会をして、また、月一回機関紙を出しております。仲間うちで日々の意見交換をしておる、こういう活動をしているように承知しております。

○高山委員 この機関紙によれば、NPO法人悠遊興論塾入会、御支援のお願いというところがありまして、「悠遊興論塾」は長勢甚遠氏を名誉塾頭とし、「というようなことが書いてあるので、つづきこれは先生の団体なんだろなというふうに私は思っていたんです。

この点に関してまず一つ伺いたいんですけども、このNPO設立に関して、長勢先生本人や、また、長勢先生の事務所の方が内閣府に何か問い合わせやお願いをした、こういうことはありますか。

○長勢国務大臣 私はしたことはありませんが、設立するに当たって、皆が必要があつたらしたかもしれません、それは私は知りませんので、私は、内閣府に相談することは何もありませんから。

○高山委員 これは会費を取つてどうも政治的な活動をしているようなんです。もう一度はつきり伺いたいんですけども、長勢事務所の方からも、内閣府に対しても、このNPO法人設立に関して何らかの働きかけはなかつた

ということですか。なかつたらなかつたで、断言していただけますか。

○長勢国務大臣 なかつたと思いますが、私が指示したことは全くありませんから。わかりません。しかし、事務所としての仕事と関係ありませんから、多分することはないと思います。

○高山委員 これはNPOなんですけれども、どうも、週刊誌報道によればですけれども、活動のほとんどが長勢先生の政治活動を支えるような形になつてゐるんですね。そうすると、これは形を変えた事務所費問題だな。

要するに、政治家の資金管理団体はいろいろな経費について五万円以上の領収書をつけるという

ことになつていますけれども、NPOという形でお金を集めて、それが事実上政治活動に使われているようであれば、これは形を変えた事務所費問題だなということで、しつかり聞いていかなきやいけないなどいうふうに思つて、私は質問させていただいてるわけなんですが、内閣府にちよつと伺います。

NPO法人というものが政治活動をやることに関して、何か規制はありますか。

○堀田政府参考人 特定非営利法人活動法によりますと、NPO法人の行う活動が、政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものではないこと、特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれに反対することを目的とするものでないことを目的とする。

私は、これを特定の政党のために利用してはならないというふうな規定がございます。

○高山委員 今の内閣府の説明にあるように、NPOが余りそういう政治的な動きをするというの

は、私は問題だなというふうに思つております。

大臣、このNPOは会費制だというふうに聞いておりますけれども、一体何人ぐらいの会員がいて、年間どのくらいの収入があるのか、収入が物すごく多いのかどうなのか、それをお答えいただきたまうんです。収入は、報道によれば一千万といふふうにあるんですけども、それだと一千万円の会費収入のうちほとんどが、そういう懇親などをやるそのクラブ「醍醐」という、こちらの家賃に当たつているというのは、公益性から見てこれは

ですから、これはどういう関係にあつたのかと、いうことはなかなかまだわかりませんけれども、もうきょうは時間が参りましたので、これで質問は終わりります。

○伊藤委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党的保坂展人です。

私も、この「悠遊興論」というニュース、長勢大臣が名譽塾頭ということで、昨年のグランドアーバン藏門での望年会でも、人情なくして人権な

くつたという経過ですので、その方々がそこを利

用するために、今、何といいますか、それを借りたときに、第一回ゆうゆうコンペというゴルフコンペを開催された、法務省からは秘書官が参加をしました。こう書いています。

法務省官房長に伺います。

この望年会やゴルフコンペに参加をした法務省関係者はほかにいたのでしょうか。

(伊藤委員長退席、七条委員長着席)

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

同行いたしました事務担当の秘書官からの報告によりますと、御指摘のゴルフコンペには同秘書官以外の法務省職員は参加していなかつたものと聞いております。

○保坂(展)委員 これは後ほど調べてもらうとして、大臣に伺いますが、赤坂にあつたクラブ「醍醐」は、NPO法人悠遊興論塾から七百万円から八百万円の家賃が支払われていると報じられておりました。

大臣、このNPOは会費制だというふうに聞いておりますけれども、一体何人ぐらいの会員がいて、年間どのくらいの収入があるのか、収入が物すごく多いのかどうなのか、それをお答えいただきたまうんです。収入は、報道によれば一千万といふふうにあるんですけども、それだと一千万円の会費収入のうちほとんどが、そういう懇親などをやるそのクラブ「醍醐」という、こちらの家賃に当たつているというのは、公益性から見てこれは

それから、法務省の方々も、報告を急にしなきやならぬというようなときにもうつたことがあります。

○保坂(展)委員 この「悠遊興論」を見ると、第一回ゆうゆうコンペは埼玉県のゴルフ場で行われて大変寒かつたとあるんですが、表彰式は、クラブ「醍醐」の後のつまり場、ここで行われたとあるんですね。優秀賞からブービー賞まで出て、参加賞として、法務省作成の裁判員制度のDVDが全員に配付されたとあるんです。

○長勢国務大臣 この悠遊興論塾は個人会員と寄附会員があるのですが、そこの具体的な収支は官房長、これは、だれが持ち出して、どういう

わかりません。

今、クラブとおっしゃいましたけれども、もともとあつた居酒屋が閉店をした後、そこが仲間のたまり場になつておつて、その方々がNPOをつこうあいさつをされたと書かれております。さらに、十二月の二十九日、大変暮れの押し迫つたときに、第一回ゆうゆうコンペを開催された、法務省からは秘書官が参加をしました。こう書いています。

○保坂(展)委員 先ほど高山委員から、事務所問題と関連するんじやないかという話が出ましたけれども、大臣、ここに、例えば、労働省出身でいらっしゃいますから、法案の動きであるとか中身であるとかについて、厚労省の幹部をこのクラブ「醍醐」の後の、今のNPOが借りているたまり場に呼んだことはありますか。法務省関係者はどうですか。

○長勢国務大臣 先ほども御質問がありましたけれども、これは全く私の政治活動のためにやってるわけじゃなくて、仲間の方々で皆楽しくやっていて、非常にみんな、いろいろな問題点について議論をしております。私の記憶では、先般は医療過誤と刑事問題とか、そういうような問題を勉強させていただいておるという場でありまして、私も会員ですから、そこにいますから、みんな忙しいですからね、会いたいと言われたときに、そこにいるからと言つて、来られるることはあります。

○保坂(展)委員 この「悠遊興論」を見ると、第一回ゆうゆうコンペは埼玉県のゴルフ場で行われて大変寒かつたとあるんですが、表彰式は、クラブ「醍醐」の後のつまり場、ここで行われたとあるんですね。優秀賞からブービー賞まで出て、参加賞として、法務省作成の裁判員制度のDVDが全員に配付されたとあるんです。

官房長、これは、だれが持ち出して、どういう

位置づけで配ったなんですか。

○池上政府参考人 御指摘の裁判員制度広報用DVDにつきましては、あらかじめ関係部局から事務の秘書官が受けとった上、当日携行したものと報告しております。

お尋ねのDVDにつきましては、法務省、最高検を初めとする検察庁等で、裁判員制度の効率的、効果的な広報に資する場合には、広く国民の皆様にお渡ししております。広報効果が高いと認められる場合は、回収を予定しないで差し上げることもあると承知しております。

○保坂(展)委員 では、NPOが、何かボウリング大会とかいろいろやるときに、法務省に連絡してDVDをくれと言ふと、秘書官が持つてくるということなんですかね。

官房長に伺いますが、この「醍醐」というところに、御自身、行かれたことがありますか。どういふ雰囲気の場所ですか。

○池上政府参考人 大臣に対して報告等の用務のため、伺つたことはござります。(保坂(展)委員「個人的に行つたことはないんですね」と呼ぶ)

個人といいますか、そういうことを兼ねまし

て、大臣にお目にかかるため、伺つたことはござ

ります。(保坂(展)委員「どういうところですか」と呼ぶ)

場所については先ほど大臣が述べられたとおりで、いろいろな方々が議論等をしているところであります。

○保坂(展)委員 厚生労働省の幹部や法務省の幹部が大臣に御説明に上がるみんなのたまり場といふのはあるんでしょうか。これがNPOなんでしょうか。

大臣に伺いますが、「悠遊興論」九号というのがあるんですけども、これは公益性のあるNPO法人なんですね。公益性を掲げているからNPOなんですね。そうすると、このバックナンバー、活動の一切の資料を私どもに提供していただけですか。

○長勢国務大臣 先ほど言いましたように、そこ

は、別に今は店の形になつていませんで、みんなが集まつて、酒を持ってきたりつまりを持つてきて歓談をする場所としてみんな楽しくやつておるわけで、ここは、別に私がお役所の方々に来てもうためにやつてあるわけではないので。またま私もそこに仲間として行つております。

から、時間の都合があるので、私がそこにいるからおいでいただくことがあるということであつて、それは皆さん忙しいですから、会うときなど

ういう場所で会うかというのいろいろなことがあるわけで、その一つにすぎないと思つております。

それから、NPOの提出については、私が責任者じゃございませんから、今、申し上げかねます。

○保坂(展)委員 大臣、大臣規範に抵触していたということは申しわけなかつたということ

とで、やめる手続をされているんですね。違うんですか。このNPO法人の名譽塾頭という形であつても、無報酬であつても、これは閣議決定に反するということで、今そこから抜ける手続をして

いるんじゃないですか。そう聞いていますよ。

○七条委員長 時間が来ておりますから、簡単明瞭に。

○長勢国務大臣 届け出違反はちょっと不手際でしたので、届け出をいたしました。したがつて、みんなから名前を貸せということですから貸して

おつただけのことありますので、今届け出をいたしました。

それから、資料の点については、それは私が判断することではありません。

○保坂(展)委員 名誉塾頭だった方が、これはNPOですよ、公の目的を掲げたニュースも提出で

きない。到底納得できませんね。

終わります。

○七条委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

今回提案されている電子記録債権というのは、これまでの指名債権や手形債権とは異なる、新たな債権類型だと言われております。その対象となる範囲をまずお聞きしたいんですが、どのような対象を電子債権に含めることができるのか、これをお答えいただきたい。法務大臣。

○長勢国務大臣 電子記録債権は、その発生の原因となつた債権とは別個独立の金銭債権です。

で、原因とされた債権が何であるかを問わず、当事者の請求に基づき発生記録をすることによります。

それから、NPOの提出については、私が責任者じゃございませんから、今、申し上げかねます。

○保坂(展)委員 大臣、大臣規範に抵触していた

こととで、やめる手続をされているんですね。違うんですか。このNPO法人の名譽塾頭という形であつても、無報酬であつても、これは閣議決定に

あつても、無報酬であつても、これは閣議決定に反するということで、今そこから抜ける手続をして

いるんじゃないですか。そう聞いていますよ。

○七条委員長 時間が来ておりますから、簡単明瞭に。

○長勢国務大臣 届け出違反はちょっと不手際でしたので、届け出をいたしました。したがつて、みんなから名前を貸せということですから貸して

おつただけのことありますので、今届け出をいたしました。

それから、資料の点については、それは私が判断することではありません。

○保坂(展)委員 名誉塾頭だった方が、これはNPOですよ、公の目的を掲げたニュースも提出で

きない。到底納得できませんね。

終わります。

○七条委員長 次に、佐々木憲昭君。

払拭され、ローンの売買が普通のこととして社会的に容認され、促進される、こう言つてゐるわけです。

○寺田政府参考人 先ほど申しましたように、法律構成上は原因債権とは切り離された形になつてゐるわけでござりますけれども、いずれにいたしましても、どういう原因で債権をつくるかということは、これは当事者にゆだねられているわけでございます。

他方、では、他の面でのいろいろな規制がおよそあり得ないかというと、それはいろいろな行政機関によってはどういうものを受け付ける、どういうものを受け付けないということはあり得るわけでござります。

そこで特に制約は設けない。ただし、たびたび御議論になつていますように、この電子債権記録機関というのには多様なものがござりますので、そ

の機関によつてはどういうものを受け付ける、どういうものを受け付けないということはあり得るわけでござります。

○佐々木(憲)委員 対象として、金銭債権であれば何でも含まれる、原因は問わないということになります。そして、債権の流動化が促進されるということになりますと、さまざま問題が発生するのではないか。私はこれは慎重に扱わなければならぬというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 例えば、人的抗弁の切断というふうになつてお

りますが、一体これははどういう意味でしょうか。これまでの債務者の権利がどう制約されるのか、お答えいただきたい。

○寺田政府参考人 これは手形の法律関係で既にある概念でございまして、ちょっとA、Bという形で御説明させていただきますと、Aが債権をBに譲渡するという場合に、そのBというのはAの

立場をそつくり受け継ぐのかそうでないのかといふことが問題になるわけでござります。仮に、そつくり受け継ぐということになりますと、Aは

債権関係上のいろいろな制約というものを受けて

いるのに、Bはそれをそつくり受けるのかどう

か。受けるということになりますと、債権を受け

けれども、ある銀行の主任調査役の方がある雑誌に書いています。こう言つてゐるんですね。流動性の極めて高い電子債権という新たな法制度が創設され、その対象にローン債権も含まれることによつて、ローン債権譲渡に対する心理的抵抗感がか

取つたのに、意外に、例えば契約が解除になつて
いたとか、同時に、抗弁権があつたというような
こと、實質二つともござつたござら。

そこで、債権を十分に満足できないことがある。言つても、新しい債権者はそういう制約を受けないことができる。こういう流通上の便宜を図つて、いる概念でございます。

ないだらうというように考へてゐるわけでござります。ただし、一般の消費者の方がそういうことを御解いただけるかどうか疑問でございますので、服務者が個人の場合にはこの人的抗弁の切斷はなつてゐるのは聞いてゐるんですね。しかし、二十条の第二項の第三号でございます。

小企業の場合、会社の場合はそれを適用されなければなりません。

先ほどの答弁で、債務者は予期されると言いましたが、例えば、電子化された債権を銀行が別な社に売りました、売つてよろしいですかというとを中小企業に確認をとるんですか。

寺田政府參考人 確認をとるかと申しますと
これは実際はどういうやり方をされるかさまざま

、当然債務者にはそういう債権譲渡があり得る

いうことは知らざるわけでござります、この度の場合は、むしろ債権のこういう電子的な形

の譲渡があり得るということを記録をする際、債務者の方が知らなければ制度に乗つからない

解というものが何らかの形では必要になるという
けでございますので、そういう意味では、当然

とになるわけでございます。

されでは困ると借りた側が言う、それは認められ
ですか。

寺田政府参考人 債務者側が請求をされないと
うことに最終的にはなるわけでございますの

、当然そういう意味での拒否ができる立場におりになるわけでございます。

佐々木（憲）委員 次にお聞きしたいのは、政府リレーションシップバンキングというのを盛ん

提唱しておられます。金融庁の解説資料によりますと、このリバーンというのは、長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業将来性等についての情報を得て、融資を実行す

るビジネスモデルである、こういうふうに説明しておるわけですね。

地域経済においては、銀行と中小企業の関係といふのは長期にわたっております。債権の流動化が促進するということになれば、この関係といふのは簡単に切られてしまうという危険性があるわけです。銀行は債権回収をそれでしやすくなるでしょうけれども、融資を受けている中小企業の側からしますと、これは別な会社から過酷な取り立てだけ受けれるということになってしまふ危険性があると思うんです。

先ほど、消費者保護の観点から、債務者が消費者であった場合は人的抗弁は切断されない、しかし中小企業者の場合はそれは切断されるということになつてゐるですから、基本的には電子債権化、結構ですよ。

しかし、よく考えてみたら、全く予期しない不利益を受ける、つまり、銀行と取引をしていたのが、別な会社に売られてしまって、取り立てだけが来る。本来、銀行というのは、中小企業の状況をよく判断し、その経営者の能力を評価し、その会社の将来性ということを判断して融資を続けていく、あるいは、今は経営は厳しいけれども、将来可能性があるということで、当面は債務の支払いの繰り延べをしながら経営を支援していく、これが本来のあり方であり、またリレバンの理念だと思うんです。

どうもこの電子債権化ということになりますと、それが希薄になり、否定される傾向になつていくのではないかとうふうに思いますが、大臣、この点はどのように対応されるんでしょうか。

○山本國務大臣 おっしゃるとおり、リレーシヨンシップバンキングの理念は、事業会社と各金融機関とが、その密接かつ長期にわたる関係の中で、融資についての債権債務関係については、理解ある発生、消滅の仕方をしていただくというのが基本理念でございます。その意味におきましては、一見、電子記録債権によつていわば流通の安

全というような形での法整備がやられていることについては逆行するような姿になつてはいるのではないかという先生の御指摘は、なるほどそういう見方もあるのかも知れないとしました。

しかしながら、逆に言えば、この電子記録債権制度というのは、事業者の資金調達環境を整備するために創設するわけでございまして、電子記録債権を利用したからといいまして、契約の当事者が変わるわけでもございません。

例えば、仮に金融機関が不良化した電子記録債権を流動化する場合には、監督指針できちんと示されておりまして、債務者等を圧迫し、またはその私生活もしくは業務の平穏を害するような者に対する貸付債権を譲渡していないか等、原債務者の保護に十分配慮するということが一つ。これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことというように監督指針で書いてございます。

このよう、金融機関が業務を行つていく上で、借り手である中小企業の資質や事業の将来性に配慮するという精神は、新たに制度化が図られる電子記録債権を利用する場合におきましても、引き続き重要な要素であるというように考えております。

現在でも、手形における決済システムも同様でございますし、場合によれば、リーショーンシップバンキングの自由契約の中で、電子債権の発生関係について、電子記録債権にしないというような取り決めも自由でございますので、その意味におきまして、御心配はないよう監督してまいります。

○佐々木(憲)委員 電子記録債権化しますよと資先の中小企業に銀行が言う、それを拒否するのは自由だとおっしゃいましたが、現実には、これは力関係が全然違いますので、融資する銀行が非常に強いわけです。したがつて、電子債権化するのに反対なら今後融資は再検討しなきゃいかぬとか、あるいは、そんなことを言うなら高い金利を

払えとか、そういう危険性があるので、債務者の側のそういう権利という問題を十分に考えなきやならぬ、その点では、これはマイナスだと私は思っているんです。

さて、次に、少し話題をかえますけれども、障害者の問題をお聞きしたいと思うんです。

政府は、総理を本部長として障害者施策推進本部を設置しております。山本大臣も長勢大臣もそのメンバーでございます。二〇〇三年から二〇一二年まで、障害者基本計画というのがつくられておりますが、それに沿って重点施策として五カ年計画が実施されております。今年度でそれが終了しますので、来年度、新たな五カ年計画というのが策定をされます。

そこで、金融庁として、障害者の方々の金融におけるバリアフリー、この点についてお聞きしたいんですが、まず、銀行の障害者対応について数字を確認したい。今、障害者対応ATMがあります。銀行の業態別で、障害者対応ATMがあります。TMの台数、全体に占める比率、これはどうなっているでしょうか。

○佐藤政府参考人 視覚障害者対応ATMの設置状況でございますが、本年五月に実施いたしました平成十九年四月末時点の状況でございます。都銀につきましては、ATMの台数が約二万二千九百台、うち視覚障害者対応ATMの設置台数は約九千七百九十五台、ATM全体に対する視覚障害者対応ATMの設置比率は約四三%となっております。

また、地銀につきましては、ATMの台数が約三万九千五百台、視覚障害者対応ATMの設置台数が約七千九百二十台、比率は約二〇%となっております。

また、第二地銀につきましては、ATMの台数が約一万三千五百台、視覚障害者対応ATMの台数が約千五百八台、比率は約一二%となつております。

○佐々木(憲)委員 金融庁がこの調査を始めた当初は、二〇〇四年五月でございました。当時は、

都銀、地銀、第二地銀しか調査がありませんの

で、都銀、地銀、第二地銀それぞれについて、障害者対応ATMの増加台数、それから設置比率、

当時の比率と比較してどうか、これを聞きたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 当初調査をいたしました二〇〇四年五月時点と比較いたしますと、都銀につきましては、設置台数で約六千三百三十台の増加、これから設置比率で約二八%ポイントの増加、これは八%から二〇%への上昇でございま

す。

地銀につきましては、設置台数で約四千八百三十台の増加、設置比率で約一二%ポイントの増加、これは八%から二〇%への上昇でございま

す。

第二地銀につきましては、設置台数で約一千百四十台の増加、設置比率で約八%ポイントの増加、これは四%から一二%への上昇でございま

す。

○佐々木(憲)委員 もう時間がありませんので終わりますけれども、ATMの設置台数というの

は、障害者対応というのはなかなか、当初は低かったんですねけれども、私も国会で取り上げましたし、また金融庁も指導を強めて、全体として前進をしてきていると思います。

ただ、使いにくいという当事者のいろいろなお話もありますし、また銀行のバリアフリーということから考えますとさまざま問題が残っておりますので、その点については引き続き議論をしていくつもりであります。

最後に、ちょっと一言だけ。法務省として、法務大臣、今後障害者に対してどのような姿勢で行政を進めていくか、基本的な考え方だけ簡単に答弁をお願いしたいと思います。

○伊藤委員長 質疑時間が来ておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○長勢国務大臣 法務省の人権擁護機関において、昭和五十六年度から、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、この人権週間を中心年間を通じて

各種の講演会、座談会あるいは啓発活動を実施しておりますし、また、仮に障害のある人からの人権相談があつた場合には、人権侵犯事件としての調査を開始するなどの適切な措置を講じておりますので、今後ともその方向で進めてまいりたいと思つております。

○佐々木(憲)委員 以上で終わります。

○伊藤委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。
午前十一時十九分散会

〔参照〕
電子記録債権法案は財務金融委員会議録第二十号に掲載

平成十九年六月二十六日印刷

平成十九年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A